

## 学生納付特例制度

国民年金の学生納付特例制度とは、大学・専修学校などに在学中の方で、本人の前年所得が一定基準以下で保険料を納めることができないとき、申請して承認されると、在学中の保険料を猶予する制度です。

**対象** 国民年金第1号被保険者（20歳から60歳未満）の学生

**所得基準額** 申請者本人の前年の所得金額が、次式で計算した額以下であること

118万円+扶養親族の数×扶養親族等控除額+

社会保険料控除額等

**申請できる期間** 20歳以上の学生である期間のうち、次の期間

■過去期間：申請月から2年1か月前まで

■将来期間：申請年度末まで

※すでに保険料が納付済の月を除きます。

**【例】** 平成28年5月に申請する場合、次の①②③の期間を申請することができます。

①平成26年度申請（平成26年4月～平成27年3月）

②平成27年度申請（平成27年4月～平成28年3月）

③平成28年度申請（平成28年4月～平成29年3月）

なお、この例の場合、平成26年3月以前の分は時効により申請できません。

**申請方法**

■前年度の申請に基づき平成28年度の在学が確認できた方

日本年金機構から学生納付特例の継続申請確認通知が送付されます。平成28年度も継続して申請する

場合は、同封のはがきに必要事項を記入して日本年金機構に返送してください。

- 継続申請確認が送付されなかつた方
- 初めて申請する方

市役所または日本年金機構の窓口で申請してください。

**申請に必要なもの** 年金手帳、学生証・在学証明書など（学生であることが証明できるもの）・印鑑（代理人が申請する場合）

※離職した方は雇用保険被保険者離職票などが必要となる場合があります。事前に問い合わせてください。

問合せ 青梅年金事務所 ☎ 0428-130-341  
0／市民課高齢医療・年金係内137



## 西多摩衛生組合

### 受け入れます

平成27年10月28日に小金井市から西多摩衛生組合に対し、「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づく平成28年度の可燃ごみ処理支援の依頼がありました。

西多摩衛生組合では、多摩地域ごみ処理広域支援プロック協議会での調整結果などを考慮した結果、相互扶助の観点から、支援依頼を受託することとしましたのでお知らせします。

なお、可燃ごみの受入れに当たっては、周辺地域の住民で組織する羽村・瑞穂両対策協議会からの意見を踏まえ、施設維持管理をはじめとする措置対応に万全を期し、公害防止協定を遵守していきます。

※多摩全域の自治体およびごみ処理施設では、協力が必要な事態が発生した際に、ごみ処理の相互支援を行うため、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定」を締結しています。

**受入期間** 平成28年4月～平成29年3月

**受入量** 20000トン

**対象ごみ** 可燃ごみ

**受入曜日** 月～土曜日（計67日間）

※時期により搬入調整あり

**受入ルート** 新青梅街道または国道16号線（瑞穂町経由）⇒羽村街道（都道163号線）⇒西多摩衛生組合

問合せ 西多摩衛生組合 ☎ 554-2409

# 保健センターからのお知らせ

## ◆第1期 胃がん・呼吸器（肺がん・

### 結核）検診

日 時 5月26日(木)・28日(土)・29日(日)・30日(月)・31

日(火)の午前7時30分～正午（時間指定不可。受診時間は受診券に記載します。）

会 場 保健センター

対 象 市内在住の40歳以上の方

※次に該当する方は受診できません。

妊娠中または妊娠の可能性がある方／胃や肺に病気があり治療中の方／職場で受診する機会のある方

※申込多数の場合は、抽選で受診者を決定し、受診決定員 各日100人

※申込多数の場合は、抽選で受診者を決定し、受診決定員 各日100人

※申込多数の場合は、抽選で受診者を決定し、受診決定員 各日100人

内 容 胃がん検診（腹部デジタルX線撮影）、呼吸器検診（胸部デジタルX線撮影・喀痰検査）

※喀痰検査は別途検査条件があります。

※問診票は当日記入していただきます。事前に記入したい方は、受診券が手元に届いたら保健センターへお越しください。

申込期間 4月4日(月)～22日(金)（当日消印有効）

※定員に満たない場合、22日(金)以降も受け付けます。

申込方法

①保健センターで申込用紙に記入（土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時）

②はがきに必要事項を記入し、保健センターへ送付

（申込用紙をはがきに貼付すると便利です）

※申込用紙は、保健センター・市役所1階案内・市役所各連絡所で配布するほか、保健衛生事業日程表・市公式サイトに掲載しています。

役所各連絡所で配布するほか、保健衛生事業日程表・市公式サイトに掲載しています。

# 不要入れ歯などの回収にご協力を

市では、不要になつた入れ歯やアクセサリーなどの回収ボックスを設置しています。

回収された不要入れ歯などは、NPO法人日本入れ歯リサイクル協会でリサイクルされ、その収益の一部が市の福祉活動や日本ユニセフ協会に寄付されます。

不要入れ歯などの回収にご協力ををお願いします。

回収物 金属のついている入れ歯、アクセサリー

回収方法 ①汚れを落とし、熱湯または入れ歯洗浄剤（除菌タイプ）で消毒する。

②新聞紙や広告などの厚手の紙に包みビニール袋に入れる。

③回収ボックスに袋ごと入れる。

回収ボックス設置場所 市役所1階ロビー（飲料自動販売機付近）・保健センター・いこいの里・福祉センター（社会福祉協議会）



▲市役所1階ロビーの回収ボックス

問合せ 社会福祉課庶務係(内)114